

特定非営利活動法人New Way Joint 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人New Way Jointという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県笛吹市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、次の2つの事業を営み、これらを相互に関連させることで、山梨県の経済発展及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

- ① 自立支援が必要な青少年に対して、児童福祉法に定める児童自立生活援助事業を行い、入居する対象者が経済的にも精神的にも自立できるように援助する。
- ② I T系専門技術者やI Tに興味のある者人材に対して、セミナーや講義を受ける場・実務経験を積む場・身体や心をケアする場の提供及び就労支援に関する事業を行い、企業・教育機関・行政・学生・技術者を繋げる。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下単に「法」という。)第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 情報化社会の発展を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、前条の活動に係る特定非営利活動事業として、次の事業を行う。

- (1) I T関係の各種イベントでの講演・セミナー・ワークショップ・出張授業等の事業
- (2) 職業訓練校や各種専門学校への講師紹介事業
- (3) I T関係の人材教育・人材育成のためのセミナー・スクールに関する事業
- (4) 実務経験を積むための職業訓練・インターンシップに関する事業
- (5) I T関係の人材の就労支援や紹介に関する事業
- (6) 障害者のI T関係での社会参加支援を促進する事業
- (7) 児童福祉法の児童自立生活援助事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の四種類とし、団体正会員及び個人正会員(以下あわせて「正会員」という。)をもって法における社員とする。

(1) 個人正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進するために入会した個人

(2) 団体正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進するために入会した団体

(3) 個人賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業に協力するために入会した個人

(4) 団体賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業に賛助するために入会した団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、会員の別を記載した入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申込みがあったときは、その者が第6条に掲げる条件に適合することを確認したうえ、理事会の同意を経て、入会の承認をするものとする。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は退会の意を記載した書面を理事長に提出して任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 会費を継続して2年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に事前に弁明の機会を与えたうえで、理事会において出席理事の3分の2以上の議決にもとづき除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の目的に反する行為をしたとき。

(3) この法人の名誉若しくは秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事の互選によって、1人を理事長、若干名の副理事長を選任する。

3 専務理事については、必要に応じて選任することができる。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員と兼任することはできない。

(理事の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表しその業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときその職務を代行する

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、通常業務を処理する。

4 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 第1号及び第2号の点について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を求めること。

(役員任期、欠員補充)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

5 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会の議決にもとづいて解任することができる。

(1) 職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認められるとき。

(3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務執行に要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 会費の額の決定
- (7) 役員を選任・解任、職務及び報酬
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第39条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第21条 通常総会は、毎事業年度一回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4号の規定により監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第22条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときはその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時・場所・審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも5日前までに正会員に対して通知を発送しなければならない。

（総会の議長）

第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第24条 総会は、正会員の表決権総数3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決等）

第25条 総会の議決事項は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の表決権総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第26条 正会員の表決権は、それぞれ1個とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における前2条及び第39条の規定の適用については、出席したものとみなす。

（会議の議事録）

第27条 総会の議事は、議長において議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から議長が選任した議事録署名人2人以上が署名、押印をしなければならない。

3 次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第6章 理事会

(理事会の構成及び権能)

第28条 理事をもって理事会を構成する。

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 活動予算が総会で議決されるまでの暫定予算に関する事項
- (4) 活動予算の補正に関する事項
- (5) 委員会その他の組織構成及び委員の任命に関する事項
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 前項第7号のうち、重要な事項の決定は理事会その他の者に委任できない。

(理事会の招集及び開催)

第29条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に理事長が招集し、開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 第15条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 理事長は、前項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議事)

第30条 理事会の議長は、理事長若しくはその指名する理事がこれにあたる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 理事会の議事録については、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(表決権等)

第31条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第30条第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

5 緊急を要する事項については、理事長から全理事に書面若しくはファックス又は電子メールにより通知し、賛否を求めた場合においては、書面若しくはファックス又は電子メールにより理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

第7章 委員会

第32条 この法人は、業務企画の推進のために、各種委員会等を設置することができる。

2 各種委員会の委員の選任方法、設置ならびに運営等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第8章 事務局

(事務局の設置等)

第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、必要により事務局長及び事務局次長その他職員を置く。
- 3 事務局長及び事務局次長その他職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備え付け書類)

第34条 事務局は主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写し、並びに法第28条において備え置きが定められた書類を備え置かなければならない。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理等)

第36条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 この法人の会計は、法27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(活動予算及び決算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
- 4 この法人の活動決算は事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書とともに、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。
- 5 この法人の会計については一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。
- 6 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨時の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の表決権総数の3分2以上

の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第41条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消

2 前項第1号の規定にもとづき解散する場合は、出席した正会員の表決権総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の規定にもとづき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第42条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の表決権総数の過半数をもって決した他の特定非営利活動法人又は公益法人に寄付するものとする。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の表決権総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 公告

(公告)

第44条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事業所の掲示板に掲示して行う。

第12章 雑則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第13条第1項、同条第2項の規定にかかわらず、設立総会において定める次に掲げる者とし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2021年に開催する通常総会終結の時までとする。

理事長	江崎 晃平
副理事長	山本 満夫
副理事長	岩間 崇
理 事	赤池 数馬
理 事	後藤 豊和
監 事	志村 直毅

- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び活動予算は、第37条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、成立の日から2020年9月末までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

個人正会員	月会費一口	6000円
団体正会員	月会費一口	6000円
個人賛助会員	年会費一口	1000円で一口以上
団体賛助会員	年会費一口	3000円で一口以上

附 則

- 1 定款の内容変更を実施し、令和3年7月13日から施行する。

附 則

- 1 定款の内容変更を実施し、令和6年 月 日から施行する。